

第五十五回国会  
衆議院 内閣委員会

昭和四十二年五月十一日(木曜日)  
午前十一時十七分開議

出席委員

委員長

伊能繁次郎君

理事

八田

理事

細田

理事

山内

理事

塙田

理事

藤尾

理事

大出

理事

受田

理事

新吉君

理事

荒船清十郎君

理事

塙田

理事

理事

塙田

理事

理事

理事

理事

塙田

理事

理事

理事

理事

塙田

理事

理事

理事

理事

塙田

理事

理事

理事

理事

塙田

理事

理事

理事

理事

塙田

よつて解決するよう要請した次第であります。

その結果、増員のための各省庁設置法の改正案は、今国会におきましては、公正取引委員会二十九人、科学技術庁九十八人、厚生省四百六十四人、文部省六千四百三十四人、外務省五十二人、文部省六千四百三十三人、運輸省百二十七人、自衛省十四人および防衛庁四千三百三十一人の増員をはかる法律案が提出されることとなつております。昭和四十二年度審査にかかる増員は法律定員で九千四百四十六人であり、それ以外の省庁におきましては、定員配置の合理化、事務能率の向上等をはかり、増員による設置法の改正は行なわないことといたしております。

また、以上に申し上げました法律定員のほかに、五現業等の政令で措置いたすこととなつてゐるもののが、三千百九人ありますことを申し添えます。

なお、欠員不補充の措置につきましては、昭和四十二年度におきましても、継続して実施いたしました。

次に、特殊法人につきましては、その新設は極力抑制することといたしまして、新設二十一法人、廃止一法人の要求に対しまして、七法人を新設する一方、三法人を廃止することといたしました。この結果、特殊法人の总数は、四増加することになります。

諸施策の遂行上必要やむを得ないものとして新設を承認いたしましたのは、石油開発公団、京浜外貿埠頭公団、阪神外埠頭公団、動力炉、核燃料開発事業団、中小企業振興事業団、環境衛生金融公庫及び日本学術振興会の七つであります。一方、整理統合いたしますのは、原子燃料公社、日本中小企業指導センター及び石油資源開発株式会社の三法人であります。

次に、行政改革の推進についてであります。四十一年度におきましては、審議会等の整理、文部省調査局の廃止と文化局の新設、許認可事務の整理などを実現してまいりましたが、なお多くの問題が残されております。

これらにつきましては、臨時行政調査会の答申の趣旨に基づき、最小の経費で最大の行政能率をあげうるよう、行政組織運営の簡素化、能率化を今後さらに推進していく所存であります。

### ○藤谷委員長 引き続き質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。藤尾正行君。

○藤尾委員 ただいま長官の御説明にありました一番末尾におきまして、今後の説明に、行政能率をあげ得るよう行政組織運営の簡素化、能率化を推進していくつもりであるということを言われましたけれども、これは具体的にどういうことを意味しておるのでか、まずそれをお聞きしたい。

○松平国務大臣 臨調の答申では、部局の廃止統合、その他審議会の廃止統合あるいは許認可の簡素化等をうたつてござりますので、その方針に従つて逐次実行に移してまいりたいと思う次第でございます。

○藤尾委員 ただいまの御答弁では、臨調の答申がそういうふうになつていて、その答申の線に従うのだということです。しかし、大臣は、大臣自身の抱負として、おれはこれをするんだという積極的なものはなくして、臨調の答申があるから、それを見ていてそれに沿うようになります。

○藤尾委員 ということになりますと、何も臨調の答申がこうだからああだからとということはないんで、それはどこまでも参考資料であつて、その参考資料といふものは参考資料として、あなたが腹の中に置かれて、おれはこうやるんだ、それが国家百年の大計のためにいいんだという一つの見識を持つてその仕事をおやりいただけるというのが、私は当然だと思います。そこでございましょうね。そうなつてきますと、そこにいろいろ問題が出てまいります。たとえば、これはほんとうかうそか知りません。しかしながら新聞紙上で拝見をしたところによりますと、あなたがかつて、この二、三ヶ月前の閣議で、各省の委員会、審議会等をとにかく各省一つづつにするんだというようなことを提案せられたとかせられなかつたとかといふようなことが、新聞に出でておつたことがござります。こういったことは、どういう根拠に基づいて、どういう御意思で発言をせられたのか。事実なのか、うそなのかということをまずお示しいただきたい。

○松平国務大臣 いま御指摘の新聞記事は、ある一社の新聞に出ておつたのでございますが、実は

まいりたい、かように思つております。

○藤尾委員 どうも話が非常に本末転倒しているんじやないかという気が、私はするのです。いまの政治といいますものは、これは政党政治であつて、あなたはその政党政治の政党の代表として内閣をおられて、その意思を持つてどしどしあげらるよう、行政組織運営の簡素化、能率化を

やりになられる、なつていただきたいということであつて、党を代表して内閣に参画をして、いまの行政管理庁という官庁の職務を行なつておられると私は思うのですが、それと、さきに臨調というものに行政管理庁の長官を通じて諮問をした、その答申が出ておるということがあるので、その問題はに、おのずからそこに政治的判断があつてかかるべきである、かように思うのですが、その点はいかがでしようか。

○松平国務大臣 藤尾委員のおっしゃるとおりと思います。

○藤尾委員 ということになりますと、何も臨調の答申がこうだからああだからとということはないんで、それはどこまでも参考資料であつて、その参考資料といふものは参考資料として、あなたが腹の中に置かれて、おれはこうやるんだ、それが国家百年の大計のためにいいんだという一つの見識を持つてその仕事をおやりいただけるというのが、私は当然だと思います。そこでございましょうね。そうなつてきますと、そこにいろいろ問題が出てまいります。たとえば、これはほんとうかうそか知りません。しかしながら新聞紙上で拝見をしたところによりますと、あなたがかつて、この二、三ヶ月前の閣議で、各省の委員会、審議会等をとにかく各省一つづつにするんだというようなことを提案せられたとかせられなかつたとかといふようなことが、新聞に出でておつたことがござります。こういったことは、どういう根拠に基づいて、どういう御意思で発言をせられたのか。事実なのか、うそなのかということをまずお示しいただきたい。

○松平国務大臣 いま御指摘の新聞記事は、ある一社の新聞に出ておつたのでございますが、実は

私はその新聞を見てびっくりいたしたわけでございまして、私はあいだた發言をしたこともないし、あいだた考えを持ったこともないわけでござります。ただ、審議会といふものを整理、統合するということは考えておりましたが、専門家とか顧問のようなものを作各省に一つずつ置くという

ような構想は、考えたこともございません。いまして、私はあいだたこの問題は問題としてお話し申し上げてもしようがないのでござります。うそしたことであれば、この問題は問題としてお話し申し上げてもしようがないのでござります。うそのことと言つてもしようがないので、その問題はその問題としておくとしまして、それは一つ伺いますが、これは臨調の答申の中にもありますけれども、行政委員会、それから調査会、審議会とのほかに懇談会なんというものもある。そういうものが非常にたくさんあるということなんですけれども、これを今後どういう方針で、どのように整理されるつもりなのかという方針だけでもお伺いしたい。

○松平国務大臣 整理の方針に関しましては、ただいま行革の本部において検討されておりまして、その方針がきまりましたならば、それに従つてやる考え方であります。

○藤尾委員 それじゃ、大臣の決意といふものは、まだ固まっていないようであります。これに対する御質問もやめさせてもらいます。

それじゃ、ちょっとそれに関連をして伺いますけれども、一体責任政党内閣というものをあなたはどういうふうに心がけておられますか。

○松平国務大臣 内閣を組織いたしました政党的政策を忠実に行政面に実行するのが、政党内閣の本来の姿であると思います。

○藤尾委員 政党が大体こういう方針でいくんだということをきめたら、責任を持ってそれを推進するというものが政党内閣であるという、いまの御解釈だと思います。そうしますと、今までの行政委員会、審議会、調査会等の設置のもとになつておる法令におきまして、その答申を尊重しなけ

ればならぬというような趣旨の規定を、その設置の理由にあげておるものがたくさんございます。そういった尊重をするということと、いまの責任を持つてやるんだということとの間に、どういう関連がありますか。

○松平國務大臣 審議会等、いわゆる諮問の委員会では、結局は意見を聴取するのであります。あくまでも行政の責任といふものは、政府にあるわけあります。ですから、その審議会の答申そのままを行政面に実行に移すか、あるいはそれを尊重して、それと多少違つてもその方向でいくと、うふうな、そういうた考え方でもって行政面に実行に移すことができると思います。あくまでも行政の責任といふものは、その政府にある。したがつて、答申をそのまま実行しなくとも、それは責任を持つておる政府の考え方でありますから、それでよろしいと思います。

○藤尾委員 なかなか力強い御答弁で、私は非常に頼もしいと思う。ぜひそうやっていただきなければならぬ。そこで、いまの審議会とか委員会とかいうものを尊重するということはあっても、尊重するのと責任をとるということは違うんだということがありますから、これもあえてとやかく申しませんけれども、ともかく審議会とか委員会とかいうものが多過ぎる。したがいまして、これを整理統合するんだというのが、従来の方針だと思います。こういったことについて、どの辺まで一體これを整理統合していったら非常にあなたの御趣旨に合うのかという方針を立てておられますかどうか。

○松平國務大臣 ただいまその問題に関しまして、先ほどお話いたしましたように、行政改革本部において、一応具体的な案を作成中でございまして、それに従つて検討いたしまして決定いたしたいというふうに考えております。

○藤尾委員 なかなか質問したいことがたくさんあるのですけれども、予算出席要求のために後日に質疑を回してもらいたいといふことでございますから、あまりこういうことについてとやかく申

し上げてもしかたがありませんけれども、できれ

ば、行政の責任をとるというの行政官庁であるというならば、しかもその頭首である大臣といふものが政党政治の全責任を持つてやるということであるならば、審議会とか委員会とかいうようなもののかかりないでも、民意を反映するやり方

意見をいろいろ反映をさせていくとか、いろいろ私はあると思う。したがいまして、こういつたものが二百数十もあつたり、あるいは何十もあるといふようなことは、私は、責任政治の責任のあり方を回避するところが非常に多いものであつて、益するところがきわめて少ない、かのように私は思いました。したがいまして、この点について一言だけ

○松平國務大臣 審議会は益するものはないと藤尾さんおっしゃいますけれども、やはりそういうふうなことは、私は、責任政治の責任のあり方を映したくというような考え方もあるわけございまして、そういう意味において、私は、審議会が全部必ずしもその必要のないものであるというふうには考へないわけござります。

○藤尾委員 いま大臣は、学識経験者なんというのはえらくえらいようなことを言われましたけれども、学識というのは一体何ですか、経験というの

は、はなはだ疑問ですよ。たとえてみれば、私の

友人ですからよくわかるのですが、この前の公務員制度調査会ですか、審議会ですかの委員長になつた前田君なんといふのは、NHKの会長ですけれども、新聞記者上がりで、たいした学もなけ

り、あるいは政党が政策を審議する過程で民間の意見をいろいろ反映をさせていくとか、いろいろ私はあると思う。したがいまして、こういつたものは、国会の審議会の過程で参考人を呼んで審議するとか、あるいは政党が政策を審議する過程で民間の意見をいろいろ反映をさせていくとか、いろいろ私が政党政治の全責任を持つてやるということであるならば、審議会とか委員会とかいうようなもののかかりないでも、民意を反映するやり方

ふうにしたらいいかというので、行革本部でもつて検討いたしました結果、たとえば今度問題にな

りました許認可の問題に關しましては、行政改革本部の中に推進班といふものを作りまして、そ

うして各班に分かれまして、その実行の推進をはかると同時に、関係各省におきましても、それと別個に、その答申の実行に關しまして検討するかまえで進んだわけでございます。その推進班ができましたのは、臨調の答申がましてから間もなくの三十九年十一月十八日でござります。その後、この検討の過程におきまして、推進班のほうから意見を付して出したのが先般新聞に出ておりました書類でございますが、本来ならば、いままで行管といたしましてやつておりました仕事の形から申しますと、こういつたものはメモで往復してお互いの意見を交換し、そうして結論を得るようになっておったのでございますが、たまたまこれは行政改革本部に一応書類でもつて提出しなければならないというような関係から、その推進班の班長の名前で、推進班として考へた一応の素案を関係官庁の官房長のところに出した。その書類が御指摘の書類でございます。しかし、この書類は、班長のところにまとめられて、さらに行管局長といつしましては、多少この意見と異論なくなつた公団、公庫というものがたくさん存在しないのですけれども、これもこの間のある新聞の紙上によりますと、公団、公庫といふようなものを整理しなければならぬ。いまの時世にもう合わなくなつた公団、公庫といふものがたくさん存在しているということ、これは私は大体常識だらうと思う。そういうものがたくさんある過程において、そういうものを別にたいした支障もなければ

なおその存続を許してもいいというようなことを、あなたのほうのどなたがお言いになつたか、言わないか知りませんけれども、お言いになつたというような記事が出ておりましたが、その真相はいかがでござりますか。

三

○松平國務大臣 この問題に関しまして御理解をお聞きいたために、一応書類の出た経過をお話し申上げたいと思います。

三

○藤尾委員 委員会や審議会に行政の衝に当たるあなた方がその基準に置いて任命をしておられる委員とかなんとかいうものが、はたしてそのこと

三

かかるにつくつたもので、まだそれが結論を得てないものだという御趣旨だと思います。しかしながら、下僚が作成してどこでとまつたのか知りませんけれども、何であろうと、そういう考え方をあなたの下僚がお持ちになるということ自体問題がある。非常に不謹慎きわまりない。そういうことがありますから、きょうはあなたはこれから参議院の本会議に出られなければならないので、私はこれ以上追及しようとは思いませんけれども、なおこれで打ち切るには問題はあまりにも重大であると思いまして、一応私の質問は保留をいたしまして、委員長におかれではよろしくお取り計らいをいただきますようお願ひをいたします。

○鶴谷委員長 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。

○不出委員 五月三日付の競選新聞二、列の原子  
一不出候是

◎大出發

**○三階堂國務大臣**　いま大出さんがおっしゃいました新聞記事のことです。これがござりますが、ここではつきり申し上げておきたいことは、科学技術庁が原子力商船のサービスサイトを横浜地区に始めたということは、全然ないのでございます。これは間違いでござります。

この問題は、御承知のとおり、ことしから原子力商船の建造にかかるわけでございますが、これでできますと、どこか船をつける場所をどうしても設けなければならぬ、これは明らかでございます。このサービスサイトをきめる問題は、御承知のとおり、いま原子力船開発事業団というのがある

ざいまして、ここが計画に基づいて船をつくるわけでござります。したがいまして、この事業団が定係港と申しますか、船をつける港をきめて、そのきめるにつきまして、原子炉を持つておる船でござりますから、その安全性について、原子力委員会に専門部会がございますから、そこに諮問をして、そうしてそこで水深とか、あるいは船が入ってくる道とか、あるいは住民との距離とか、あるいは原子炉 자체に関する安全性というものを審査いたしまして、間違いがないということによつて初めて科学技術庁が総理大臣に対しまして認可を申請する、こういうたてまえになつております。したがいまして、現在までのところ、埋め立て地はまだ運輸省のほうで許可になつていないというような状況と承っております。これらのことについては、大出さんには從来から非常に御協力願つておるということは聞いておりまして、また地元のお一人でござりますので、私どもも地元の方々の協力、理解を得ていかなければなりませんことは当然でござりますので、そういうことからいたしましても、市長とか、市議会とか、商工会議所の方々、あるいは地元選出の皆さん方にも御了解願つて、御協力いただかなければこれはきめられないわけでござります。そういう手続を経た上で最終的に場所がきまる、こういうことになつておりますので、その手続の上から申しましても、まだそういう手続は全然踏まれておらない現在の時点におきましては、科学技術庁がきめたとかいうことは全然あり得ないことでござります。こまかい手續につきましては、局長もおりますが、そういう手続を経た上できめるということになつておるわけでございます。

○大出席員 この問題は、だいぶ方々で大きな問題になつておるわけでございまして、事サービスサイトになりますと、あとから御質問申し上げますけれども、原子炉をめぐります核燃料その他の廃棄物を含めての運搬あるいは廃棄等々を含みますから、一つ間違うとそれはえらいことになる、こういう性格のものでござりますので、原子力船の

建造についての議会決定等がありますけれども、しかし、住民一般にとってみれば、相当大きな不安を感じる範合いでございます。しかも、ローカル紙にトップ記事で再三扱われているということになりますと、実は相当な関心を呼んでいる問題なんです。

そこで、科学技術庁の長官というお立場で談話の発表その他があつたようですが、さいますけれども、しかし、これを議会あるいは委員会で取り上げられたというのを今まで聞いておりませんから、そういう意味では、これは明確にしておいていただきませんと、間違いが生じます。そこで、いま冒頭に、科学技術庁としては決定をしていましたが、見て、見正、ら、ら改

りだとおもつた。したがって、現在のところ取り組んでおるのは、あくまでも原子力船を建造する側の一つの構想程度のものであって、きまつたものではない、こうほつきと確認をしていいわけですか。

さいますが、先日新聞に出ましてから私のところにもいろいろ問い合わせがありますし、また新聞などにも出た関係もありまして、当然私のほうといたしましても話は明らかにしておかなければならぬ関係もございまして、そのため私の談話も書き、二つあります、三つあります。(笑) ほんと

発表いたしましたわざでございます。石川さんにも来ていただきましてお話を承りましたところが、原子力船が着工になると、四年後には竣工するわけですが、そこが、このサービスサイトには、岸壁とか、あるいはそれに対する設備をいたさなければなりませんし、そういう仕事を三年くらいかかるわけでございます。したがって、船が

できるまでにはそのサービスサイトをぜひつくつておかななければならぬということで、事業団とともに、全国に――全国と申しましても、これまででも、全国に――全国と申しましても、これは商船ですから、おのずから入ってくるところがきまる。とにかく大きな船になる傾向もございまますので、商船として入る場所は常識的にわかるわけでござります。全然人家もない、町もない、

全国二十カ所くらいを昨年来ずっと調査をしておられたようでございます。その結果しほられましたのが、横浜地区が一番よからうというような結論になつて、目下石川さんのほうから飛鳥田市長さん、あるいは商工会議所とか、あるいは議会のほうにも先般来いろいろ話はしておられるようですがござります。そういう程度の話し合いでございまして、事業団とされましては、横浜地区をしほつた中の一つの有力な候補地として考えておられる、こういうふうに御了解願つていいのじゃないかと考えております。

○大出委員 縛つか候補地を検討したが、原子力船開発事業団としては、その中で横浜が最もいいところだ、こういうことで折衝を始めている、こういうことですか。そうまとめて理解をしていいですか。

○二階堂国務大臣 私の承つております石川さんのお話では、大体そういうことであつたようでございます。

○大出委員 それから順序が不同になりますけれども、ただいま長官から、商船であるから人家その他とそ離れたところではあるまいといふ話がありましたが、となりますと、これは使用目的をおのづから明らかにさしていかなければなりませんけれども、私の記憶では、当初この問題が持ち上がつたときには、海洋研究に使うというお話をあつたはずであります。ところが、昨今の事情をいろいろ承つてみると、どうも使われるほうの核燃料だと云々ということになると、これは今度は逆にと私は思うのですが、そこらの使用目的をまず明確にしておいていただきたい。

○二階堂国務大臣 いま大出さんがおっしゃいました

したとおり、最初の計画は、海洋観測船というような名前の船であったようですが、規模も小さかったわけです。ところが、その後いろいろ、諸外国がつくっている原子力船等の現状等も調査、研究いたしました結果、やはり特殊な目的を持った船に切りかえたほうがよろしかろう、こういうことで、計画内容も変わってきて、したがってまた建造の費用も大幅にふえてまいりましたと思つております。そこで、この燃料でございまが、やはり天然ウラン等特殊なものを運ぶ、こういう目的にしたほうがよからう、言うならば実用船的なそういうものに切りかえたほうがよからうということに、計画が変更になつたよう聞いております。

○大出委員 それからもう一つ、この際明らかにしておきたいのです。先ほどお話をあつた、この候補地にあげられている横浜の富岡先の八区というところであります。この埋め立て計画地、予定地域は、二階堂さんのお話がございましたように、私二年半ばかりかかりましてこの委員会で前後四、五回質問をいたしましたが、それは単に横浜に関する問題というのではなくて、提供地域ではないでございまして、したがつて、埋め立て地の入り口が富岡の基地である弾薬陸揚げ場と隣接をいたしております。その陸揚げ場を埋め立てによってふさがれると、したことから、埋め立て地域に移しまして、その間に通路をつくる。この通路が、提供地じゃございません、管理責任者は横浜市でございます。ところが、ここに地位協定等に基づく提供地でないにもかかわらず、国内法規を上回るような措置が講ぜらるとなりますと、国として締結をするわけござりますから、大きな先例になるというふうなこともござりますし、広範な問題になつてしまりますから、そういう意味で防衛庁、外務省、大蔵省との間で、かつまた米軍との間で、私自身もいろいろ話してまいりました。そして、ようやくまとめたといういきさつが実はござります。そういう意味の協力でございまして、これは原子力船の予定地候補になることについて

明らかにしておいていただきたいのでござります。

ところで、あそこに日本飛行機という会社もありまして、その日本飛行機は、接岸する岸壁がないと会社として成り立たないのであります。その地域は、いま原子力船開発事業団が予定しておる地域にかち合います。そういうふうな問題も一面出てくるわけであります。そういう点もござりますから、そこで私はノータッチではありますけれども、目的その他を明確にしておいていただきたいということと、実は幾つかの質問をこれから申し上げたいわけです。

ところで、まず三十八年にこの予算計上をされた額はたしか三十六億くらいだったと思ひますが、これも、今日の原子力船建造にあたりまして必要経費、これは五十五億六千七百万、こういうのだとそうであります。大体そんな見当でいいのかどうか、まず明らかにしておいていただきたい。

○二階堂国務大臣 局長から答弁させます。

○村田政府委員 ただいま御指摘のとおりでござります。

○大出委員 完成日途が四十六年というのですが、これもそのとおり間違いございませんか。

○村田政府委員 そのとおりでございます。

○大出委員 ところで、つくるところは、非公式な話でありますが、私、話がちょっとございまして、どうも筋が違うので聞きたいわけであります。石川島播磨でつくる、実はこういう話がありました。実は、石川島播磨が横浜の磯子の埋め立て地域のところにあるわけでござります。この原子力船開発事業団が予定をしたいと考ておられる地域のすぐ隣接地であります。ここでつくるのだというお話が非公式に私にございましたが、いろいろ承ってみると、どうもそうではないらしい。東京の豊洲でつくる、こういうことのようですが、そこらのところ、御存じございませんか。

○村田政府委員 御案内のとおり、この原子力船は、船体については石川島播磨重工業、また、搭載いたします原子炉については、三菱原子力工業が製作に当たることに相なっております。しがたいまして、船体そのものは、石川島播磨重工の、ただいまの予定では豊洲の工場でつくられることに予定されております。

○大出委員 そうしますと、まず船体は石川島播磨の豊洲、それから原子炉のほうは三菱原子力工業、こういう理解でよろしくございますか。

○村田政府委員 そのとおりでございます。

○大出委員 そうすると、これは非公式な話を表して恐縮なんだけれども、私のところへお話をあつた方からは、すぐ隣接地でつくるのだから、こういう言い方だったのですが、そちらのほうに回航をするということが将来あり得ても、つくるところは隣接地域ではない、東京だということになりますか。

○村田政府委員 少しくその点を申し上げますと、原子力船をつくります際には、船体はただいまの石川島播磨の豊洲工場でつくりまして、それから原子炉は三菱原子力工業が三菱傘下の三菱重工業、三菱造船所等と協力して原子炉をつくりてまいります。しかし、これがある時期になりますと、船に原子炉を積むわけでございます。その積む作業をどこで行なうかということでございませんが、その積む作業を当初石川島播磨の根岸地区で行なうというような話が、一時あつたことがございます。しかし、現在ではそうではございませんで、ただいま問題になつております横浜の埋め立て地区における定係港、サービスサイトが可能になりましたならば、そこを使って原子炉を積む作業を行なうようないようにしたいというのが、ただいま事業団が考えておることでござります。

○大出委員 そこははつきりしていただきたいのですが、この船足が、特殊な船でありますから、おおむね八メートルくらいある。してみると、水深が八メートル以上ないと、港として使いのものにならない。そこで、コンクリートの厚い防護壁等

をつくるというようなこと等を含めまして、相当な港が必要である。だから、そういう観点から見ていくと、横浜の、先ほど長官がお話しになつておりました場所が最適な地である、こういうことになつて、いるように思うのですが、それにもし間違いがないとすれば、船体ができる上がるところに回航をする。いまの船体と申しましたのは石川島重工業ですが、一方三菱原子力工業のはうで――これは場所はどこであるかわかりませんが、御存じならばあわせてお知らせを賜りたいのですが、こっちのほうもでき上がる。そうするところが、あります。それだけでも五十トンか六十トン立てるから運ぶということにはまいらぬことになります。してみると、その原子炉が完成の過程を追つて一つづつ運び込まれて、その船体に取り付けられる、組み立て作業を行なわれる。これは、つまり予定候補地であるところに船体を持ってきておいて組み立てる、こういう筋書きになるのかどうか。

○大出委員 ところで、この原子炉のほう、燃料を入れるまでのところ、それから船のほう、これは工事が違うだらうと思うのですが、さつき四十六年完成と言われたのでありますけれども、その手順としてはどういうふうに進めていきますか。

○村田政府委員 ただいまの予定では、四十六年の末に全体としてまとまり上がるという予定でございます。したがいまして、原子炉の据えつけは、それより前に始まるわけあります。これはまだ現在一応の予定でござりますから、最終的なものではございませんが、ただいま事業団のほうから報告を受けております現時点における予想では、四十四年の末ごろから原子炉等の艤装に入れる、こういうことを予定しております。

○大山委員 そうしますと、四十四年ごろ船体が大体でき上がって目的地に回送をする、片や原子力工業のほうで大宮の研究所等があるようですが、あっちのほうでこしらえたものもでき上がって、一方また重工のほうでやつておる原子炉の燃料以外のもの等ができ上がって、運び込まれて組み立てられる。こういう手順ということになりますと、四十四年ということで、六年に完成ですから、ここに大体二年間ばかりそういう作業あるいは試験的な運転その他が行なわれる、こういうことですか。順序は。

○村田政府委員 原子炉部分の積み込みが始まつて実際に完成するまで約二年でございますが、その間には設備としての完成後の性能試験といいます。これが半年余り含まれております。

○大出委員 いまのところ手順はおおむねわかるわけでありますが、さてそこで問題になるのは、かつて原子力潜水艦が入つてくるときのいきさつで、村田さんもあるときからずっと続けておられますのが、愛知さんと私いぶ長時間安全性の問題で論議したことがあります。そういう意味で国際条約のたてまえからする海上における人命の安全に関する条約的なものもございますし、もう一つは国内の原子力基本法的なものの中

における原子炉安全専門審査会その他の関係もございます。それらのほうは、聞くところによるところと、四月三日に安全審査を申請しておられるよう規制法との関係その他少し要点をひとつ明らかにしていただきたい。

○村田政府委員 御指摘のとおり、原子力船開発事業団のほうから、原子力船そのものの設計につきまして安全審査を申請してきておりまして、四月から原子力委員会の安全専門審査会にかけまして審査を開始いたしております。まだその審査は作業の途中でございます。ただ、現在審査いたしておりますのは、船体、原子炉等船自体についてございまして、実際に安全審査を完了するためには、ただいま問題になつておりますサービスサイドというものの場所における安全性の評価といふことも行なわなければならないわけでござります。

○大出委員 そうしますと、この四月三日に審査の請求が出て、安全専門審査会といいますか、この日審査をやつている過程だということも、これは明らかにしていいわけですね。

そこで次の問題は、核燃料を持ち込むわけですが、いまの原子力船開発事業団のほうの計画として、どういう形で持ち込んで安全の保障をしながらやつていこうと考えておられるのか。かつまた、サービスサイトが横浜に限らず、どこになる

が、いまの原子炉船開発事業団のほうの計画としては、手続的にはございません。安全専門審査会のほうから結論が出ましたときに、そのことは当然られた後に、また別途安全審査を行なうということは、手續的にはございません。安全専門審査会のほうから結論が出ましたときに、そのことは当然原子力委員会に答申されるわけでござりますが、原子力委員会では、サービスサイトを含めまして専門審査会の安全審査についての内容をもう一度委員会としてチェックし、さらにそれ以外の点におきまして、規制法に定めるところの許可基準に合致しているかどうかということを評価していただきたいたいのです。

○村田政府委員 サービスサイトが、事業団が希望するがごとく、地元との御了解が得られまして確定りましたならば、事業団のほうからあらためてその点につきましての追加申請がなされる予定なんあります。その追加申請がなされましてか

おける安全性の審査が始まるわけでござります。その安全審査の中には、ただいま大出先生御指摘のよう、この場所において原子炉を積み込み、燃料を積み込み、性能試験をする、そういう取り扱いはどういうふうに進んでいますか。原子炉等に聞いておりますけれども、こちら側のほうの取り扱いはどういうふうに進んでいますか。原子炉等規制法との関係その他少し要点をひとつ明らかにしていただきたい。

○大出委員 ここで確かめておきたいのですが、五十五億六千七百万というの、サービスサイトの他を含めていいのではないかと私は思っております。そうしますと、いまのような手続その他一切やっていかなければならぬ、そういう意味のサービスサイトも必要であるというこうなりますと、金は一体総額どのくらいかかるのですか。

○村田政府委員 御指摘のとおり、ただいまの十五億六千七百万円は、原子炉を含めまして船自体の価格であります。そのほかにただいまのサービスサイト、これが、将来建設します施設等を含め、大体十七億数千万程度かかると見込んでおります。それから、建造費の中には、中に入れます燃料の費用が入っております。したがって行なうという形をとつております。したがいまして、原子力委員会のほうの安全審査が行なわれた後には、また別途安全審査を行なうということが、手續的にはございません。安全専門審査会のほうから結論が出ましたときに、そのことは当然原子力委員会に答申されるわけでござりますが、原子力委員会では、サービスサイトを含めまして専門審査会の安全審査についての内容をもう一度委員会としてチェックし、さらにそれ以外の点におきまして、規制法に定めるところの許可基準に合致しているかどうかということを評価して、その結果よろしいということであれば、大臣に対して答申いたすわけであります。その際に、安全性以外でいろいろ検討いたします事項としましては、たとえばこの船の運航者がこの船を運航するに必要な技術的能力を持つておるかどうか、つまり原子力船開発事業団にこれを運

していつごろになりますか。

○村田政府委員 ただいまの施設検査等は、工事に取りかかりまして、工事の途中において随時行なわれるものでございますので、その結果、この工事の施行の工法の変更を命ずるというようなことになりますと、全体のプログラムがそれだけ影響を受けるわけでございますが、工事実行方法の認可をいたしまして、その線に沿つて、十分安全上問題のないよう工事が進められておるかどうかかということを、施工検査でやっていくわけござります。この点も、科学技術庁と運輸省とが共同して行なうことでございます。したがいまして、ただいま申し上げました四十六年中に完成といふのは、そのような施工検査が順調に進んだときという前提での予定でございます。

○大出委員 ところで、ここで長官に一つ承っておきたいのですが、先ほどのお話を聞いてれば、事業団のほうで幾つか場所を調べたけれども横浜が最適であるという結論を持っておられるようになって、ただいま申し上げました四十六年中に完成といふのは、そのような施工検査が順調に進んだときといふ前提での予定でございます。

○二階堂国務大臣 このサービスサイトの問題につきましては、先ほどから局長がお答えいたしておりますが、その点について、科学技術庁として長官はどうお考えになつておりますか。

○二階堂国務大臣 このサービスサイトの問題につきましては、先ほどから局長がお答えいたしてありますとおり、安全性の問題が一番大事な問題でございます。それと関連いたしまして、地元住民の反対が非常に強いというところに押しつけてつくられるものではございませんし、その地元の住民、市長なり市議会なり市民なりが納得して、よからうということにならなければいけないわけでございます。そこでそういう話し合いをしてつくられています。そこでそういう話をしておりますけれども、あるいは手続上のことにつきましては、これから事業団のほうでおやりになる、こういうことでございますが、二十カ所もあるつちこつちががつた——私はどこどこをおさがしなつたかといふことについては聞き漏らしておりますけれども、これが一番よからう、こういうことの御判断であるようござります。このことについては、いま私が申し上げましたとおり、たとえば原子力発電所をつくる場合にも、地元の方々からいろいろな

苦情が出ておるところもありますし、またあると

ころは喜んで来てくれるところもありますし、またありますで、一県に二カ所もつくつておるところもあるようですが、そういうこと等もございますので、そういうことを十分考慮されて、これが一番手續上間違いがないということになるならば、そこが一番手續上間違いがないことになることになります。

○大出委員 これは横須賀の久里浜なんということも一応あって、検討したという過程を私ちよつと聞いておましますけれども、いま長官が言わわれたこと、まことに穏当な回答だと思っております。

○大出委員 これは横須賀の久里浜なんといふことが、地元がいろいろな意味の不安——これは核アレルギーという意味ではないのであります、いま世の中で、規制法その他ありますけれども、これは絶対に安全性を確保できるのだと科学的に断定し得るものではなくて、非常に船舶航行の激しいところですから、衝突なんかということもありますから、衝突なんかということもありますから、これが起つておられます。何が起こるかわからないわけでありまして、いかなる防護装置をこしらえてありますても、人間がやることでありますから、一つ間違えばえらいことになる、こういう不安は抜け切れないわけであります。そういう意味で地元が賛成しがたいということになつた場合に、無理はなさらぬ、こういうふうにいまの御答弁では聞こえるわけであります。そこで問題でありますとおり、原子力船開発事業団が日本寄港をとりやめた、皆さんの側で考えておられる理由について、ひとつ簡単にお答えおきいた

ことがありますので、ひとつ次のときにもう少し承りたい点もございますので、その点を御配慮いただく前提で、一つだけ、サバンナ号が日本寄港なつたわけであります。したがつて、時間のことございますので、ひとつ次のときにもう少し承りたい点もございますので、その点を御配慮いただく前提で、一つだけ、サバンナ号が日本寄港をとりやめた、皆さんの側で考えておられる理由について、ひとつ簡単にお答えおきいた

ことがあります。そこでそういう話をしておりますけれども、あるいは手続上のことにつきましては、これから事業団のほうでおやりになる、こういうことでございますが、二十カ所もあるつちこつちががつた——私はどこどこをおさがしなつたかといふことについては聞き漏らしておりますけれども、これが一番よからう、こういうことの御判断であるようござります。このことについては、いま私が申し上げましたとおり、たとえば原子力発電所をつくる場合にも、地元の方々からいろいろな

こと——にきめてくれ、そのための協力をしてくれと、いうことを積極的にやる考えはございません。これは、先ほどから申し上げますとおり、事業団が主體になつていろいろ話し合いをするわけでございます。また、事業団のほうから、かかるべき當局とか、方々に協力の方の要請がござりますれば、これは当然私のほうも協力いたしたいと考えております。

○大出委員 予算委員会からの通知がきておるようですが、実はこれから先がだいぶ問題の多いところになるであります。というのは、外務省の方をお見えになつておられませんしするので、的確なところを聞けないとと思うのであります。サバンナ号が日本に寄港するということであつたのを、相互に多少行き違いみたいな点があつてとりやめたということになつてゐるわけですが、この問題をめぐらしても、いろいろ実は私も調べてみましたし、論議もしてみたわけであります。サバンナ号がでてきてから、各外国の港に寄港している、かつまた、たいへん探算がとれないという事情、それから日本の側から多少サバンナ号自体の安全性の確認的なことをおやりになつた事情、いろいろあるわけでありまして、それに対する私の考え方、これも実は申し上げておる時間がなくなつたわけであります。したがつて、時間のことございますので、ひとつ次のときにもう少し承りたい点もございますので、その点を御配慮いただく前提で、一つだけ、サバンナ号が日本寄港をとりやめた、皆さんの側で考えておられる理由について、ひとつ簡単にお答えおきいた

ことがあります。そこで、直ちに原子炉安全専門審査会に安全審査を依頼された。三月の十七日であったと思います。その後、原子炉安全専門審査会で約一ヶ月の間に非常に熱心に、かつ慎重に、送られました技術資料を審査しまして、その結果、距離等についての若干の条件を付しておりますが、安全性については問題ない、こういう答申を原子炉委員会になされたわけでございまして、規制法の定めるところに従い原子炉委員会に諮問され、原子炉委員会では、直ちに原子炉安全専門審査会に安全審査を依頼された。三月の十七日であったと思います。その後、原子炉安全専門審査会で約一ヶ月の間に非常に熱心に、かつ慎重に、送られました技術資料を審査しまして、その結果、距離等についての若干の条件を付しておりますが、安全性については問題ない、こういう答申を原子炉委員会になされたわけであります。そこで、先ほど申し上げましたように、原子炉委員会ではその安全性については問題ない、こういう答申を原子炉委員会になされたわけであります。そこで、先ほど申し上げましたように、原子炉安全専門審査会の見解を一応再チェックいたしましたが、あわせて運航者の技術的能力あるいは経済的能力といふもの、並びに原子力商船の場合には、これは国際間を動くものでござりますから、もう一つ原子力関係の特色でござります方の原子力損害の際における賠償措置、これについての国際約束というものが取りかわされておる。この内容が、原子力損害がかりに起

りました際にも、それを措置するに足る國際約束であること、このことの確認を原子力委員会がされ、こういうことになつておるわけでござります。そこで、この申請がありますと同時に、外務省を通じまして、米国側、これは米国政府でござりますが、これに必要な國際約束の折衝をしていただいたわけがありますが、その結果、だいぶ経緯がございましたけれども、途中省略いたしますて、いま直ちにそれを調用することは困難である。その理由は、米国政府としては、その中に米国議会の承認を得なくてはならぬことが入つておるということで、直ちに調用することは不可能である。ということは、この國際約束というものは、いわゆる行政ベースでの協定という形では結べないということが明らかになりました。他方、米国政府がこれを入れては困るという条項は、わが国の原子力損害賠償法に定めますプリンシップからしますと、わが国政府としてはぜひ入れほしいということでございましたので、協議は結局不調に終わりました。その結果、原子力委員会としましても、現在、日米間でこれならよろしいといふところまできておるものでは足りると見られないという点で、一応よろしいということ、念ながら安全性の点では、あつたわけございますが、損害賠償措置のほうで条件が相整わなかつた、こういうような次第でござります。

が、かつまた、冒頭に申し上げましたように、あの地域というものは、埠頭その他をつくる予定地域でございまして、埋め立てがうんとおくれましたから、たいへん急いで待っている方が非常に多い地域でございますから、そういう点等も別な大きな理由としてありますので、その点は、ひとつ十分御配慮の上でお進めいただきたいと思うわけであります。

時間の関係で、以上で終わります。

午後一時十二分開議

○開谷委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

米国政府がこれを入れては困るという条項は、わが国の原子力損害賠償法に定めますプリンシップからしますと、わが国政府としてはぜひ入れてほしいということをございましたので、協議は結局二回ござります。一つ目は、

外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

○稻村(隆)委員 これまでより質疑に入ります。  
質疑の申し出がありますので、これを許します。  
す。稻村隆一君。

が、去る四月の二十四日、ロギノフソ連民間航空相が福永官房長官、三木外務大臣、大橋運輸大臣を訪問して、ソ連は新潟——ハバロフスク間の旅客機のローカル線を開設してもよろしい、こういうことをやっているのですが、それは事実でありますか。

○藤崎政府委員 事実でござります。  
○稻村(廢)委員 それに対しいろいろ新聞等に  
云つておるところによれば、女房のうちには、ふざけ

○三木國務大臣 最初からこの路線は話があつたのです。しかし、航空路の設置というのは、首府対首府でやるべきである、これが一応ノーマルな考え方でありますか、外務大臣のお考えは。

○稻村（陸）委員 このローカル線は、日本の国内から非常に方々から希望がありまして、これは運輸省関係ですけれども、現に航空路の許可申請、免許申請が出ているのですね。そういうわけで、向こうとしてはやはり日本の国内にそういう意見があるし、やっても損はない、ソ連のほうでも損はないということで、そういう意思表示をしたところを代表するものだと思っておりますよ。モンゴルの代表が来ているときに、モンゴルの代表がまだいるときには、モンゴルと外交を回復しても日本に何の利益はないんというやうなことを言つてゐる。普通なら、これは外交儀礼に反する非常識な言い方なんですよ。同じようにやはり二十四日、これはうそじゃないと思うのですが、二十五日の朝日新聞に出でる。記者会見で、ローカル線については新潟—ハバロフスクについてはソ連側と話し合う意思はない、こういうことを言つてゐるのでですが、これは一体外務省と運輸省と話合つてこうことになつたのですか。それとも

**○三木国務大臣** まだ日本の各省間の検討中です  
から、牛場君の言うように、ソ連と話し合いをする  
ような段階でいまはないのです。この問題は、  
いま言ったように、ローカル線というものに対し  
ては、まだ本線のほうが完全でないときに、いろ  
いろローカル線をやることはどうかという考  
えが、政府にあるわけですね。だから、日本の政府  
内の話し合いというものは、まだこれを詰めなけ  
ればソ連と交渉という段階ではない。それを、牛  
場君正直者ですから、だからついソ連といま交渉  
する気持ちはないというのには、途中を略しておる  
のです。そういうことでござります。

**○稻村(隆)委員** そういう正直者は全く困るです  
ね、外務次官というものは、非常に重要な責任を  
持っているのですから。これは意思はない、こう  
言つてはいる。そんなこと言う必要はないです。こ  
れはとくと検討してみたいと思うぐらいならない  
けれども、意思はない、こう言つておる。越権で  
すよ、あの人はいつでも。アメリカに対してもこ  
んなことは言わねだらうと思う。実際これはいか  
ぬと私は思うのです。常識上考えて、いま共同運  
航をやつてているのだから、共同運航をやつしていく  
も、これと並行してローカル線の開設に対して検  
討してやつてもかまわないと思つてゐるのです。  
これはいま大臣の言うように矛盾しないと思うの  
です。矛盾する理由は何ありません。これは何  
か障害があるのですか。共同運航がいわゆる自主  
運航になるという話もあるのだから、それに対し  
て障害でもあると、こういうのですか。

**○三木国務大臣** 障害というよりも、これはほか  
の国でもちよつとそういうわざが出た場合もあ  
るのですね。しかし、どうしてもやっぱり航空路  
と東京との間の完全な運航ができるようになれ  
ば、こういうローカル線というものは十分検討し  
完全になつて、そしてローカル線に手をつけるの  
が、私は順序だと思うのです。だから、モスクワ  
と東京との間の完全な運航ができるようになれ  
ば、こういうローカル線というものは十分検討し  
すか。

てもいいのではないか。それがまだ完全にいかないのに、ローカル線をいろいろとやすことが航空政策上どうであろうかという考えが日本の政府にあるわけです。しかし、そういうようなソ連の申し出もあつたんですから、もう一べん各省間で検討してみなければいかぬということで検討をしておる段階ですとお答えをしたわけです。基本にはそういう考え方があるのでよ。

○三木国務大臣 この間も航空大臣が見えまして、私は、何もシベリア上空を飛んだからといって、たって、人間人工衛星が飛び回っているときに、軍事的秘密もないだろう、それでもう二年後は主運航ができるよう、ソ連のほうもそれはやつてもらわなきや困る。向こうは、何かレーダーとか何か、そういう地上設備というもののやはり飛行機に合わせてやらなきやならぬので、そういう準備もかかるんだ——私は軍事的な理由に重点があるのかと思って、いまごろになつてきてそんな秘密も何もないだろうと言つたら、いやそういう

こういうのです。自主運航を承知するというようないことは、何も書いてない。外務次官あたりは、これは自主運航に害があるから、ローカル線はこの際やらぬほうがいいと盛んに新聞なんかにあります。それで、外國の飛行機がウラル地帯の軍事機密のあるところを通ることに絶対に反対して、ソ連の軍部というものは非常にがんこなんですが、ソ連はシベリア上空を通らないで、カラチか何かを通ってソ連に入ったのでしよう。だから、あなたの言うとおり、いまの時代に、人工衛星もできているのだから、秘密なんかあるうはずはないのですが、それで、福永官房長官が初めてソ連に飛行機で行くときには向こうの外務省の連中が言つてゐるのです。たとえば、福永官房長官が一番よく知つています。福永官房長官が初めてソ連に飛行機で行くときには、外務省はシベリアを通つていくことをいいじゃないかと賛成した。ところが、軍が強硬に反対して、シベリア上空を通らないで、カラチか何かを通つてソ連に入ったのでしよう。だから、あなたの言うとおり、いまの時代に、人工衛星もできているのだから、秘密なんかあるうはずはないのですが、それで、外國の飛行機がウラル地帯の軍事機密のあるところを通ることに絶対に反対して、

反対するが、それはどういうわけか、どこに原因があるか。これは日航の連中が反対しているのです。大体国家予算をもらって、公の金で仕事をしている日航あたりが、いろいろなことで陰で自分の発言をして、外務省や運輸省を引き出すということは、もってのほかです。それは政府が指導すべきもので。これはずいぶん前から日航が反対しているのは、明瞭な事実です。まだ共同運航ができない前に、ハバロフスクー新潟の問題がしばしば問題になったときに、日航が反対しております。それに外務省が引きずられているといふのが、現状なんです。そういう点は間違いないでしょう。三木さんは御存じだと思うのです。

〔委員長退席、細田委員長代理着席〕

○三木国務大臣 稲村さんに申し上げておきたいのは、一日航に外務省が引っぱられる、そんなことはありません。日航はそんな大きな存在ではないです。それは絶対にない。それはいろいろ全体の航空政策の上から、運輸省ともそういう運輸省が柔軟性のある考え方を持っておるとするならば、われわれと協議する場合でも、各省間で話合いのですから、いろいろ話が出てくるのでしょうか、そういうような日航ということではないの

いる。これは周知の事実です。日本の新聞記者は、聞いてごらんなさい。向こうにいる新聞記者は、よく知っています。そういう状態ですから、自主運航というものは簡単にいくものじゃない。かりに自主運航の過程に——われわれはあくまでもこれはがんばらなければいかぬ。強硬にがんばるのは当然ですよ。しかし、同時に向こうの国内事情も考えなければ、外交にならぬ。しかし、だからといって新潟とハバロフスクの間のローカル線は、自主運航には何ら害はないと思うのです。それほどがんばるのは、一つの観念論だと思うのです。そういう点で、まじめに外務省も考えてもいいたい。この間、稲葉議員が予算委員会の分科会で大橋運輸大臣に質問しておりますが、ちょっと外務省と違った考え方を持つておる。柔軟な考え方を持っておる。外務省はこういうふうに盛んに

です。また、自主運航ができぬではないか、こう  
言われますが、(稻村(隆)委員「できぬじやない、  
なかなかむずかしい」というのだ」と呼ぶ)むずか  
しいと言われますが、それはソ連は約束はしてな  
いですよ。しかし、日本の強い希望を了承したと  
いうことは、何か手がかりになることは事実です  
よ。だから、稻村さんも一緒になって、こいつを  
手がかりにして、やはりあれを完全な運航にし  
て、もつと回数もふやしたらいいと思うのです。  
これは一番歐州への近道ですから、そういうこと  
で、約束ではないけれども、これは外交交渉の大  
きな手がかりにして、こっちからやいやい言つ  
て、そういうふうなことを実現するよう努力す  
れば、不可能だとは言えぬですから、努力をした  
いと考えております。

あるは東京一モスクワ間の運航にソ連が支障を来たすようなことを、特にそのローカル線をやつたからといってそういうことに反対する、それをこわすというふうな事情にはならないだろうと思うのです。そんなことはないだろとうのります。私は、一応やはりローカル線をやつたほうがいいんじゃないか、ちっとも差しつかえないと思うのですね。これはおかしいと思うのですよ。

○三木国務大臣 検討をいたす、こういうことを申し上げたので、全然だめだとお答えをしておるわけではないのですが、まあこれは順序としては自主運航をやり、もつと回数をふやしたらいいですね。これはやはり少ないですからね。そういうメインルートというものをもつとしっかりして、それで枝葉にくくというのが順序じゃないかなという気はしております。しかし検討はいたします。

○稻村(隆)委員 これは見解の相違ですけれども、私は、いまの段階でやはりローカル線はすぐやつたほうがいいだらうと思うのです。

そこでお尋ねいたしますが、二年後には、あなた

らね。おまえ必ずここで二年後にそういう約束をできるかといつても、相手がありますから、○稻村（隆）委員私はここでそのとおりになりますとは言えませんが、われわれはもうそういうふうになるものだという期待を持っておるものでござります。

○稻村（隆）委員私は三年前にソ連に行つたときに、この問題を向こうの当局と話をしたのですが、それから私の考えたことは、これは実際問題としてなかなか自主運営はむずかしいと思うのですよ。実際業務協定を見ても、二年後には自主運営をやるというような協定は何一つありませんね。ありますか。

○藤崎政府委員合意議事録に、日本国政府の代表者は、両締約国の指定航空企業がそれぞれの航空機及び乗り組み員によって行なわれ、相互の運營の意向ができるだけすみやかに、暫定運航の開始後約二年以内に実現することを強く希望し、ソビエト連邦政府の代表者はこれを了承した、こういうことかうたわれておるわけでござります。○稻村（隆）委員それは、ソビエト連邦の代表者は、日本国政府の代表者の強い希望を了承した、

なたの言うとおり、いまの時代に、人工衛星もで  
きているのだから、秘密なんかあるはずはない  
のだが、ソ連の軍部というものは非常にがんこな  
んです。それで、外国の飛行機がウラル地帯の軍  
事機密のあるところを通ることに絶対に反対して  
いる。これは周知の事実です。日本の新聞記者に  
聞いてごらんなさい。向こうにいる新聞記者は、  
よく知っています。そういう状態ですから、自主  
運航というものは簡単にいくものじゃない。かり  
に自主運航の過程に——われわれはあくまでもこ  
れはがんばらなければいかぬ。強硬にがんばるの  
は当然ですよ。しかし、同時に向こうの国内事情  
も考えなければ、外交にならぬ。しかし、だから  
といって新潟とハバロフスクの間のローカル線  
は、自主運航には何ら害はないと思うのです。そ  
れほどがんばるのは、一つの観念論だと思うので  
す。そういう点で、まじめに外務省も考へても  
らいたい。この間、稲葉議員が予算委員会の分科  
会で大橋運輸大臣に質問しておりますが、ちよつ  
と外務省と違った考え方を持つておる。柔軟な考  
えを持つておる。外務省はこういうふうに盛んに

○ 稲村（隆）委員 私は、むずかしいが、絶対に不  
然、われわれと協議する場合でも、各省間で話  
し合うのですから、いろいろ話が出てくるでしょう  
が、そういうような日航ということではないの  
です。また、自主運航ができぬではないか、こう  
言われますが、（稻村（隆）委員）「できぬじやない、  
なかなかむずかしい」というのだ」と呼ぶ）むずか  
しいと言われますが、それはソ連は約束はしてな  
いですよ。しかし、日本の強い希望を了承したと  
いうことは、何か手がかりになることは事実です  
よ。だから、稻村さんも一緒になって、こいつを  
手がかりにして、やはりあれを完全な運航にし  
て、もつと回数もふやしたらいいと思うのです。  
これは一番欧州への近道ですから、そういうこと  
で、約束ではないけれども、これは外交交渉の大  
きな手がかりにして、こっちからやいやいと言っ  
て、そういうふうなことを実現するように努力す  
れば、不可能だとは言えぬですから、努力をした  
いと考えております。

第一類第一號  
內閣委員會議錄第五號  
昭和四十二年五月十一日



**○三木国務大臣** 私が稻村さんに申し上げておきたいのは、だれも圧力はないのですよ。モスクワ——東京間航空路ができているのですから、ローカル線をつくることに圧力があるわけはないし、また日航といったって、そんな力はありませんよ。日本政府を動かすような力はないので、たしかに航空政策上の配慮ということでしようね。

の混乱が起りますから、合意議事録をたてに  
とってひとつやるうじやないかということで、極  
力自主運営をやるよう努めをしないと、国会の  
質疑でもうあきらめて、できぬ場合にはどうだ  
といふ論議があるということは、外交交渉の上にお  
いても迫力を欠きますから、仮定の御質問はごか  
んべんを願います。

しているのだから、それを国交を樹立するのにこれから検討するなんというは、どういうことですか。これは向こうから言つてきている。この間モンゴルの連中が来て、あす全部帰りますが、野党の私に、何とかしてくれないか、政府のほうに話してくれないかといったところで、あなたにお聞きすれば、何だかつかみどころのない御答弁な

○稻村(陸)委員 私は、去年モンゴル革命四十五周年記念日に招待をされたときに、偶然の機会にツエデン・バル首相に会ったときに、条件は何かあるかと言つたら、絶対に無条件だと、何度もそう言つたのです。日本の新聞記者にも言いました。その意味は、陪審を問題にしないという意味で私はたことはございません。

○稻村(盛)委員 それでは、向こうから言つてきているのだから、向こうのほうがやりましょとうござわざ言つているのですから、ほんとうに早急に検討しますか、そのうちに、そのうちになんと言わないで。

○三木国務大臣 これは必ずしも検討の結果イエスだということではないかもしませんが、早急に検討をいたします。

○稻村(盛)委員 二年後にもシソ連が自主運営を承知しなかつたら、あの業務協定はどうするつもりですか。承知しないかもしれませんよ。その場合はどうします。

○三木国務大臣 私、あまり国際関係を仮定を置いて考へると、混乱が起ること思うのですよ。こうしなかつたらどうする、そういうふうに仮定をいろいろあまり考へておると、かえつて何か物事

○稻村(騰)委員 それではまたあとで調べてなに  
します。

私はもつといろいろお聞きしたいことがあるけ  
れども、このくらいにしてやめますけれども、最  
後に、私これも三木先生にお聞きさしてもなかなか  
はつきりした答弁を得られないと思うけれども、  
モンゴルの問題ですが、これはこの前お尋ねして  
おるけれども、モンゴルのほうでは一日も早く国  
交を回復をしたい、樹立をしたいと言つてゐる。  
それを牛場外務次官が、モンゴル代表がいるの  
に、国交を回復しても日本に何の利益もないなん  
て言つてゐるのです。あなたにお聞きしたら、いや  
検討中だ、こう言つてゐるのです。これは検討す  
る必要がありますか。向こうがしたいと言つてい  
るのだ。国連に入るとき日本は拍手を贈つて承認

○藤崎政府委員 賠償問題の内容にわたって話し合  
いをしたことがありますか。外務省のどなたかに  
ちょっとお尋ねしたいと思います。  
○稻村(隆)委員 賠優の問題は、具体的に話し合  
うべきことは話し合いたいと思います。  
今後やはり接触を続けて話をすべきことは話し合  
うべきことだ。このモンゴルの問題とい  
うものを非常に否定的に私は考えてないのですよ。  
だから、事実上の承認を与えたようなものですか  
ら、そういうことで、このモンゴルの問題とい  
うものを非常に否定的に私は考えてないのですよ。

人口が少ないですから。人口は何百万しかないのに、国土は日本の四倍あって、資源が非常に豊富なんですね。そういうわけで、直接経済上の利益はないと思う。何の利益もないという、牛場次官の言うことは、うそだと思うのですよ。いろいろな政治的な利益はありますよ。あそこは一番先端ですから、中共の情報も入るし、ソ連の情報も入るし、それからいろいろな政治上の利益はある。だから、イギリスやフランスはあそこに大使を置いておるのであります。各国とも大使を置いているわけです。そういう点を考えれば、私は早急に検討して、やはり正常な国交回復をやるのが——向こうはやりたがっているのだから、向こうは好意を持って いるのだから。ソ連の人よりも日本人に

〇稻村(陸)委員 私は、去年モンゴル革命四十五周年記念日に招待をされたときに、偶然の機会にツエデン・バル首相に会ったときに、条件は何かあるかと言つたら、絶対に無条件だと、何度もそう言つたのです。日本の新聞記者にも言いました。その意味は、賠償を問題にしないという意味で私はとつたのです。というのは、賠償を要求しますか、要求しませんかなどということは、やぶをついてへビを出すようなものだから、私はそのことは聞かなかつたけれども、どうも賠償をとるといふような考えはないのじゃないか。借款とかなんかは言うかもしれない、そこは人口は少ないが、資源は非常に豊富で、開発されていないのだから。私は、話のしかたによつては、賠償なんといふものは要求しないのじゃないか。ところが、外務省のある人が、賠償の話をしたら、賠償のことはあとの問題だとか、賠償を要求するらしいなんてだれかが話したように思つているが、私はそう感じないので、ツエデン・バル氏と会つたときは。これは賠償は要求しないと思いますよ。それから、利益があるかどうかを検討中だといふうことを行いますけれども、利益がなければ、イギリスやフランスがあそこへ大使を置いておりませんよ。貿易上の利益はありませんでしょ、人口が少ないですから。人口は何百万しかないので、国土は日本の四倍あって、資源が非常に豊富なんです。そういうわけで、直接經濟上の利益はないと思つ。何の利益もないという、牛場次官の言うことは、うそだと思うのですよ。いろいろな政治的な利益はありますよ。そこは一番先端ですから、中共の情報も入るし、ソ連の情報も入るし、それからいろいろな政治上の利益はある。だから、イギリスやフランスはあそこに大使を置いておるので。各国とも大使を置いているわけです。そういう点を考えれば、私は早急に検討して、やはり正常な国交回復をやるのが一向こうはやりたがつていいのだから、向こうは好意を待つておるのでだから。ソ連の人よりも日本人こ

好意を持っていると言つていましたよ、パオへ行つたところが、ソ連人よりもよほど日本人のほうに親近感があると言つているのです。同じ顔をしているし、同じ蒙古民族の血が入っていることを知つてゐる。そういうわけだから、そういうところと直接経済上の利益がないからいまやる必要はないということは、これは間違つていています。政治上のいろいろな利益があります。それだから、西欧諸国でも大使を送つてゐるのですよ。そういう点で、十分、大臣、検討して下さいよ。早急に国交回復したらいいんじゃないですか。ぼくは、何でちゅうちょするか、非常に怪しく思う。その点いかがでしょうか。

○三木國務大臣 稲村さんの御意見は、貴重な御意見だと思います。十分われわれも、国連において日本は加盟に賛成したのですから、はやもうすでにこういうところに一步前進しておる、事実上の承認といつてもいいかもしません、こういう関係がありますから、いまるお述べになりまして稻村さんの一つの御見解というものは、非常に貴重なものがある。われわれとしても、十分この問題は検討いたしたいと思います。

○稻村(隆)委員 ほめられてもしかたがないのですよ、あなたのほうから早くやると言つていただかない。貴重な私の意見を参考にする——しませんよ、たいして。だから、やはりぼくは、あなたが前向きにやると言われる——やらない理由は何ものですから。それは、国民政府の反対か何かでちゅうちょしているのじやないですか。国民政府は、一体モンゴルの宗主権を要求する権利が國際法上ありますか。どうですか、条約局長さん、何もないでしょう。

○蘿崎政府委員 中華民国は一九五一年でございましたが、モンゴル人民共和国を承認いたしておりますのであります。その後五三年にこれを取り消すというこことを声明したのでございますが、やはり承認といふものは取り消し得るもの、客觀的立場が変われば別でござりますけれども、そういうこと一般國際法上はなっております。

昭和四十二年五月十五日印刷

昭和四十二年五月十六日発行

○稻村(隆)委員 だから、歴史的にも、事實からいつても、國際法からいつても、宗主権を主張するなんというあは全然ないのですね。第一、モンゴル革命といふのは、国民政府の革命より先なんだから、しかも御存じのように、一たんヤルタル会談のときに、モンゴル人民共和国を承認すると第一條にあるのですから、それを国民政府は認めているのだから。それをいま宗主権を要求するなんということは、荒唐無稽なんです。そういう点を主張して、新聞によると、外務省にモンゴルとの国交回復に反対の申し入れをしたということをはつきりいっているじゃないですか。新聞に書いています。新聞はそういう事を書きましたよ。それから牛場次官のごときは、四月十七日、わざわざ国民政府の日本駐在の大使に対し、モンゴルと国交回復する意思はないということを通告しています。新聞はそういう事を書きましたよ。そんな外務省次官がありますか。外務省の責任ですよ。とんで私はかれこれ言うわけじゃないのだ、わからないようになに言つるのは。モンゴルの外務大臣が帰らぬでいるときに、あんなことを言う外務省がどこにありますか。外交も何も知らないじゃないか、そんなことでは、だから、私は牛場外務次官をやめさせることだ。国交回復をしないと言つようぜろというのだ。正直だとあなたは言うけれども、ああいう無軌道な外務次官はやめさせたらしいのです。田中政務次官がおるのだから、何もあんな事務次官に外交上の重要な問題を発言させる必要はないのです。三木大臣の監督は行き届きですよ。どうですか、その点は、大臣、どうお考えになりますか。

○三木國務大臣 牛場君もあとで私にもいろいろ弁明しておりましたが、いまのところ、ということが新聞記事に落ちておつたのですね。そうですよ、稻村さん、ほんとうにそうなんです。いまのところ、というのが新聞には落ちた。彼のコメントは、いまのところ、こういうことであつた。

○三木國務大臣 牛場君もあとで私にもいろいろ弁明しておりましたが、いまのところ、ということが新聞記事に落ちておつたのですね。そうですよ、稻村さん、ほんとうにそうなんです。いまのところ、というのが新聞には落ちた。彼のコメントは、いまのところ、こういうことであつた。

○三木國務大臣 通告なんかする義務は何もないわけですから——何か大使などがいろいろ情報を聞きに来るのですよ。そういうときいろいろ日本政府の考え方を述べる場合もあって、そういうことは間々あるのですよ。しかし、通告というような性質のものでは、おそらくないと考えておられます。そういうことで、稻村さんの御意見は、これを前向きに検討せよと、こういうことでございますから、われわれもこの問題は前向きに検討をいたしたいと思つています。

午後一時五十九分散会

○稻村(隆)委員 終わります。

○關谷委員長 次会は明十二日午前十時三十分から委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。